

付2 用語の説明

1 苦情の受付	
新規受付	毎年4月1日から翌年3月31日に、都道府県又は市町村の公害苦情相談窓口で新たに受け付けたものをいう。 窓口で受け付けたが、他の都道府県又は他の市町村に移送した場合は、便宜的に受付台帳に記載しても調査の対象とせず、移送先の都道府県・市町村での新規受付として取り扱う。 また、同一発生源の苦情は新規として受け付けないが、公害の種類が違う場合は、最初から受け付けた苦情とは別に新規受付として取り扱う。
前年度からの繰越	前年度以前に受け付けたが、その処理が完結しないため、今年度において引き続き処理すべき苦情として繰り越されたものをいう。

2 公害の種類	
典型7公害	環境基本法で定義されている以下の7種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）をいう。
大気汚染	排煙、ばい煙、有毒ガス、自動車の排気ガス、粉じん（アスファルト粉じんを含む。）、ばいじん、農薬の空中散布、野焼きなど
水質汚濁	河川・湖沼の汚濁（汚水の流出、油分の浮流、土砂の混入等）、海洋汚染、地下水の汚染、農業用水の汚染、汚泥の河口たい積、配管の損壊による水道水の汚濁、魚類のへい死など
土壌汚染	有害物質の埋め棄て、農薬・鉱さいの流出など
騒音	機械・工具の作動音、モーター音、自動車の吸排気・走行音、警笛、ジェット機の爆音、犬の咆哮、カラオケ、拡声器音、人の話し声・喚声、建設作業音、ボイラー音、共同住宅の隣接室からの排水音など
騒音（低周波）	機械・工具の作動、モーター等による低周波音
振動	地響き、ガラス戸・建具のがたつき、電灯の揺れ、戸・窓の開閉支障、窓ガラスのひび割れ、建物・設備等の損傷など
地盤沈下	建物・設備等の損傷及び家屋の傾斜、道路の陥没など
悪臭	浄化槽・下水からの汚臭、たい肥・有機肥料の臭気・腐敗臭、調理に伴う異臭、焼却臭、揮発臭、刺激臭、汚物臭など
典型7公害以外	廃棄物投棄など典型7公害以外をいう。
廃棄物投棄	廃棄物の投棄（不法投棄を含む。）に関するもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高層ビル、マンションなどによる日影又は日照不足 ・高層建築物などによる風圧、遮へい物のための通風妨害 ・建築物の壁面からの反射、光や深夜の照明 ・ラジオ、テレビなどの受信妨害、違法電波 ・トラック等で運搬する土砂の道路上への散乱 ・たい積した土砂や残土の近隣地や道路への流出 ・農畜産業、野鳥など広範囲に及ぶ動物のふん尿（飼い犬、野良犬、猫のふん尿に関するものは対象外） ・たい肥及び雑草の繁茂による蚊、はえ、毛虫などの害虫や蟻、ゴキブリ、ヤスデなどのいわゆる不快昆虫の大量発生 ・雑草の繁茂による火災発生の危険性 ・犬、猫等の轢死体等動物の死骸放置（犬、猫等の死体を飼育者が故意に空き地等へ放置した場合は、廃棄物投棄として取り扱う。）

その他（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水の流出、洗車場の汚水散布、雑草等の花粉の浮遊、雑草等による交通視野妨害などいずれにも該当しないもの 車両の搬出入、路上駐車、放置自転車、犬の放し飼いや野良犬、蛇などの動物による咬傷又はその危険性に関するものは対象外
----------	--

3 投棄された廃棄物の種類	
生活系	主として家庭生活から発生した一般廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭生活における生ごみ ・ 紙くず、新聞紙、雑誌、ぼろきれ、木片など粗大ごみ以外のごみ ・ 空き缶、空きびん、乾電池、陶磁器、プラスチック製品、ゴム、コンクリート塊、油類、薬品類等焼却処分不可のもので、粗大ごみ以外のごみ ・ 電気製品、家具、ピアノ、寝具、自転車、自動車等の粗大ごみ ・ その他の一般廃棄物（ごみ置き場における生ごみの放置については、指定された日時以外の投棄であっても廃棄物投棄として扱わない。）
農業系	主として農林漁業から発生した産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料用の動物又は植物に係る固形状の不要物、畜産農業に係る動物の死体及びふん尿に区分される産業廃棄物
建設系	主として建設業から発生した産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の除去に伴って生じた建築廃材、その他これに類する不要物に区分される産業廃棄物
産業系	主として上記の農業系及び建設系以外の産業（「鉱業」「製造業」「運輸業」「卸売業、小売業」「飲食業、宿泊サービス業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」等）から発生した産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「卸売業、小売業」「飲食業、宿泊サービス業」が業務上排出したごみ ・ 製造及び処理工程で発生した産業廃棄物（紙等のくず、金属くず、ガラス、陶磁器くず、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類等）

4 発生源の用途地域	
苦情の申立てがあった時点での発生源の用途地域をいい、その発源地域が該当する都市計画法で定める用途地域区分の分類区分で示している。 発生源の用途地域が二つ以上の地域区分にまたがる場合は、苦情申立人の住所地によるが、申立人が多数の被害者を代表しているときは、最も多くの被害者が属する地域による。	
住居地域	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定められた地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定められた地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定められた地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定められた地域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定められた地域
市街化調整区域	市街化することが抑制されている（市街化調整）区域
その他の都市計画区域	市街化調整区域を除く用途地域の指定がない地域
都市計画区域以外の地域	都市計画法の適用外の地域

5 被害の種類

苦情の申立てによる被害の種類をいう。

苦情の申立ての際に、以下の被害の種類の一つ以上の区分が該当する場合は、主要なものを一つ選択し、判断が困難なときは「健康」「財産」「感覚的・心理的」「その他」の順番を優先して一つ選択する。

健康	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的なものであっても、実際に治療を受けた状態の被害 ・健康を損なったことにより、収入が減った状態の被害
財産	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋や生活用品の破損、汚れなどによる損害、営業が阻害されたための収入減などの財産被害
感覚的・心理的	<ul style="list-style-type: none"> ・うるさい、臭い、汚い、不快など普段のちょっとしたことや気になることが我慢できなくなった感覚的・心理的被害 ・心身の健康を害するに至らない程度のもので、実際に治療を受けていない状態の被害
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情申立人に直接の被害が及ばないもの ・環境悪化や外観上を問題にするものなど上記のいずれにも該当しないもの

6 公害等の主な発生原因

焼却（施設）	施設での焼却によるもの
産業用機械作動	産業用機械の作動によるもの
産業排水	産業での排水によるもの
流出・漏洩	産業排水を除く有害物質等の流出、漏洩によるもの
工事・建設作業	工事や建設作業によるもの
飲食店営業	飲食店の営業活動によるもの
カラオケ	カラオケ店（飲食店やサービス業）の営業活動によるもの
移動発生源（自動車運行）	自動車の運行によるもの
移動発生源（鉄道運行）	鉄道の運行によるもの
移動発生源（航空機運航）	航空機の運航によるもの
廃棄物投棄	主に家庭から発生する家庭系ごみ（一般ごみ、粗大ごみ）である一般廃棄物と事業活動に伴って生じた産業廃棄物の投棄によるもの
家庭生活（機器）	近隣住宅における空調・音響等機器の使用によるもの
家庭生活（ペット）	家庭生活のペットによるもの
家庭生活（その他）	近隣住宅における浄化槽、生活排水、話し声、自動車の空ぶかし等によるもの
焼却（野焼き）	法令で定められた焼却施設を用いず、野外で廃棄物を焼却することによるもの
自然系	自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明しているもの
その他	上記のいずれにも該当しない原因によるもの
不明	発生源がまったく分からないもの <ul style="list-style-type: none"> ・河川に死魚が浮いていた。 ・海岸に流木が打ち上げられた。 ・どこからか風に乗ってじんかいが飛んできた。 ・どこからか悪臭が漂った。

7 苦情の処理	
直接処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の措置により、申立人への加害行為又は被害の原因がなくなったとき ・ 申立人が地方公共団体の措置又は説明（教示）に納得したとき ・ 地方公共団体の措置後3か月が経過しても、申立人から再度の申立てがないとき ・ 地方公共団体の措置により、当事者間に和解が成立したとき ・ 苦情が解消したと認められるときや地方公共団体が措置を採ったにもかかわらず、当事者が提訴、調停等の申請手続を行ったとき
他へ移送 （警察、国等の機関へ）	警察、国等（各府省、その他地方支分部局、特別の機関など国の行政機関、特殊法人及び公共企業体）の機関に移送したとき
翌年度へ繰越	当該年度中に苦情処理が完結しないとき
その他	直接処理できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原因又は加害行為をした者が不明のとき ・ 申立人が地方公共団体の措置又は説明（教示）を納得しないが、ほかに苦情を解決する方法がないとき ・ 申立人が管轄区域外に転居したとき ・ 「直接処理」「他へ移送」「翌年度へ繰越」のいずれにも該当しないとき

8 法令との関係	
公害規制法令	典型7公害に対する規制法令をいう。 大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 公害防止条例 など

9 公害等発生源の主な産業	
農業、林業	農業 耕種農業 畜産農業 農業サービス業 園芸サービス業 林業 育林業 素材生産業 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く） 林業サービス業 など
漁業	漁業 海面漁業 内水面漁業 水産養殖業 海面養殖業 内水面養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業 金属鉱業 石炭・亜炭鉱業 原油・天然ガス鉱業 採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業 原料用鉱物鉱業 など
建設業	総合工事業 一般土木建築工事業 土木工事業 舗装工事業 建築工事業 木造建築工事業 建築リフォーム工事業 職別工事業 大工工事業 とび・土工・コンクリート工事業 鉄骨・鉄筋工事業 石工・れんが・タイル・ブロック工事業 左官工事業 板金・金物工事業 塗装工事業 床・内装工事業 など 設備工事業 電気工事業 電気通信・信号装置工事業 管工事業 機械器具設置工事業 など
製造業	食料品製造業 畜産食料品製造業 水産食料品製造業 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 調味料製造業 糖類製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 動植物油脂製造業 など

製造業
(つづき)

飲料・たばこ・飼料製造業
 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業 製氷業 たばこ製造業 飼料・有機質肥料製造業

繊維工業
 製糸業 紡績業 化学繊維ねん糸等製造業 織物業 ニット生地製造業 染色整理業 綱・網・レース・繊維粗製品製造業 外衣・シャツ製造業 下着類製造業 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業 など

木材・木製品製造業
 製材業、木製品製造業 造作材・合板・建築用組立材料製造業 木製容器製造業（竹、とうを含む） など

家具・装備品製造業
 家具製造業 宗教用具製造業 建具製造業 など

パルプ・紙・紙加工品製造業
 パルプ製造業 紙製造業 加工紙製造業 紙製品製造業 紙製容器製造業 など

印刷・同関連業
 印刷業 製版業 製本業、印刷物加工業 印刷関連サービス業

化学工業
 化学肥料製造業 無機化学工業製品製造業 有機化学工業製品製造業 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 医薬品製造業 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業 など

石油製品・石炭製品製造業
 石油精製業 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） コークス製造業 舗装材料製造業 など

プラスチック製品製造業
 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 工業用プラスチック製品製造業 発泡・強化プラスチック製品製造業 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む） など

ゴム製品製造業
 タイヤ・チューブ製造業 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 など

なめし革・同製品・毛皮製造業
 なめし革製造業 工業用革製品製造業 革製履物用材料・同附属品製造業 革製履物製造業 革製手袋製造業 かばん製造業 袋物製造業 毛皮製造業 など

窯業・土石製品製造業
 ガラス・同製品製造業 セメント・同製品製造業 建設用粘土製品製造業 陶磁器・同関連製品製造業 耐火物製造業 炭素・黒鉛製品製造業 研磨材・同製品製造業 骨材・石工品等製造業 など

鉄鋼業
 製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 製鋼を行わない鋼材製造業 表面処理鋼材製造業 鉄素形材製造業 など

非鉄金属製造業
 非鉄金属第1次製錬・精製業 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む） 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む） 電線・ケーブル製造業 非鉄金属素形材製造業 など

金属製品製造業
 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む） 金属素形材製品製造業 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く） 金属線製品製造業（ねじ類を除く） ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 など

はん用機械器具製造業
 ボイラ・原動機製造業 ポンプ・圧縮機器製造業 一般産業用機械・装置製造業 など

生産用機械器具製造業
 農業用機械製造業 建設機械・鉱山機械製造業 繊維機械製造業 生活関連産業用機械製造業 基礎素材産業用機械製造業 金属加工機械製造業 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 など

<p>製造業 (つづき)</p>	<p>業務用機械器具製造業 事務用機械器具製造業 サービス用・娯楽用機械器具製造業 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 医療用機械器具・医療用品製造業 光学機械器具・レンズ製造業 武器製造業</p> <p>電子部品・デバイス・電子回路製造業 電子デバイス製造業 電子部品製造業 記録メディア製造業 電子回路製造業 ユニット部品製造業 など</p> <p>電気機械器具製造業 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 民生用電気機械器具製造業 電球・電気照明器具製造業 電池製造業 電子応用装置製造業 電気計測器製造業 など</p> <p>情報通信機械器具製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 映像・音響機械器具製造業 電子計算機・同附属装置製造業</p> <p>輸送用機械器具製造業 自動車・同附属品製造業 鉄道車両・同部分品製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空機・同附属品製造業 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 など</p> <p>その他の製造業 貴金属・宝石製品製造業 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 時計・同部分品製造業 楽器製造業 がん具・運動用具製造業 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 漆器製造業 畳等生活雑貨製品製造業 など</p>
<p>電気・ガス・熱供給・水道業</p>	<p>電気業 ガス業 熱供給業 水道業 上水道業 工業用水道業 下水道業</p>
<p>情報通信業</p>	<p>通信業 固定電気通信業 移動電気通信業 電気通信に附帯するサービス業</p> <p>放送業 公共放送業 民間放送業 有線放送業</p> <p>情報サービス業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業</p> <p>インターネット附随サービス業</p> <p>映像・音声・文字情報制作業 映像情報制作・配給業 音声情報制作業 新聞業 出版業 広告制作業 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業</p>
<p>運輸業、郵便業</p>	<p>鉄道業 道路旅客運送業 一般乗合旅客自動車運送業 一般乗用旅客自動車運送業 一般貸切旅客自動車運送業 など</p> <p>道路貨物運送業 一般貨物自動車運送業 特定貨物自動車運送業 貨物軽自動車運送業 集配利用運送業 など</p> <p>水運業 外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業</p> <p>航空運輸業 航空運送業 航空機使用業</p> <p>倉庫業 倉庫業 冷蔵倉庫業</p> <p>運輸に附帯するサービス業 港湾運送業 貨物運送取扱業 運送代理店 こん包業 運輸施設提供業 など</p> <p>郵便業</p>
<p>卸売業、小売業</p>	<p>各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 繊維品卸売業 衣服卸売業 身の回り品卸売業</p>

卸売業、小売業 (つづき)	<p>飲食料品卸売業 農畜産物・水産物卸売業 食料・飲料卸売業</p> <p>建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 建築材料卸売業 化学製品卸売業 石油・鉱物卸売業 鉄鋼製品卸売業 非鉄金属卸売業 再生資源卸売業</p> <p>機械器具卸売業 産業機械器具卸売業 自動車卸売業 電気機械器具卸売業 など</p> <p>その他の卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 医薬品・化粧品等卸売業 紙・紙製品卸売業 など</p> <p>各種商品小売業 百貨店、総合スーパー など</p> <p>織物・衣服・身の回り品小売業 呉服・服地・寝具小売業 男子服小売業 婦人・子供服小売業 靴・履物小売業 など</p> <p>飲食料品小売業 各種食料品小売業 野菜・果実小売業 食肉小売業 鮮魚小売業 酒小売業 菓子・パン 小売業 など</p> <p>機械器具小売業 自動車小売業 自転車小売業</p> <p>その他の小売業 家具・建具・畳小売業 じゅう器小売業 医薬品・化粧品小売業 農耕用品小売業 燃料 小売業 書籍・文房具小売業 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 写真機・ 時計・眼鏡小売業 など</p> <p>無店舗小売業 通信販売・訪問販売小売業 自動販売機による小売業 など</p>
金融・保険業	<p>銀行業 中央銀行 銀行</p> <p>協同組織金融業 中小企業等金融業 農林水産金融業</p> <p>貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 貸金業 質屋 クレジットカード業、割賦金融業 など</p> <p>金融商品取引業、商品先物取引業 金融商品取引業 商品先物取引業、商品投資顧問業</p> <p>補助的金融業等 補助的金融業、金融附帯業 信託業 金融代理業</p> <p>保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） 生命保険業 損害保険業 共済事業、少額短期保険業 保険媒介代理業 保険サービス業</p>
不動産業、 物品賃貸業	<p>不動産取引業 建物売買業、土地売買業 不動産代理業・仲介業</p> <p>不動産賃貸業・管理業 不動産賃貸業 貸家業、貸間業 駐車場業 不動産管理業</p> <p>物品賃貸業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 自動車賃貸業 ス ポーツ・娯楽用品賃貸業</p>
学術研究、 専門・技術 サービス業	<p>学術・開発研究機関 自然科学研究所 人文・社会科学研究所</p> <p>専門サービス業（他に分類されないもの） 法律事務所、特許事務所 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所 行政書 士事務所 公認会計士事務所、税理士事務所 社会保険労務士事務所 デザイン業 著 述・芸術家業 経営コンサルタント業、純粋持株会社 など</p> <p>広告業</p> <p>技術サービス業（他に分類されないもの） 獣医業 土木建築サービス業 機械設計業 商品・非破壊検査業 計量証明業 写真業 など</p>

宿泊業、 飲食サービス業	<p>宿泊業 旅館、ホテル 簡易宿所 下宿業 など</p> <p>飲食店 食堂、レストラン 専門料理店 そば・うどん店 すし店 酒場、ビヤホール パー、キャバレー、ナイトクラブ 喫茶店 など</p> <p>持ち帰り・配達飲食サービス業 持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業</p>
生活関連サービス業、 娯楽業	<p>洗濯・理容・美容・浴場業 洗濯業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 など</p> <p>その他の生活関連サービス業 旅行業 家事サービス業 衣服裁縫修理業 物品預り業 火葬・墓地管理業 冠婚葬祭業 など</p> <p>娯楽業 映画館 興行場、興行団 競輪・競馬等の競走場、競技団 スポーツ施設提供業 公園、遊園地 遊戯場 など</p>
教育、 学習支援業	<p>学校教育 幼稚園 小学校 中学校 高等学校、中等教育学校 特別支援学校 高等教育機関 専修学校、各種学校 学校教育支援機関 幼保連携型認定こども園</p> <p>その他の教育、学習支援業 社会教育 職業・教育支援施設 学習塾 教養・技能教授業 など</p>
医療、福祉	<p>医療業 病院 一般診療所 歯科診療所 助産・看護業 療術業 医療に附帯するサービス業</p> <p>保健衛生 保健所 健康相談施設 など</p> <p>社会保険・社会福祉・介護事業 社会保険事業団体 福祉事務所 児童福祉事業 老人福祉・介護事業 障害者福祉事業 など</p>
複合サービス 事業	<p>郵便局 郵便局 郵便局受託業</p> <p>協同組合（他に分類されないもの） 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 事業協同組合（他に分類されないもの）</p>
サービス業 （他に分類されないもの）	<p>廃棄物処理業 一般廃棄物処理業 産業廃棄物処理業 など</p> <p>自動車整備業 機械等修理業 機械修理業（電気機械器具を除く） 電気機械器具修理業 表具業など</p> <p>職業紹介・労働者派遣業 職業紹介業 労働者派遣業</p> <p>その他の事業サービス業 速記・ワープロ入力・複写業 建物サービス業 警備業 など</p> <p>政治・経済・文化団体 経済団体 労働団体 学術・文化団体 政治団体 など</p> <p>宗教 神道系宗教 仏教系宗教 キリスト教系宗教 など</p> <p>その他のサービス業 集会場 と畜場 など</p> <p>外国公務 外国公館 など</p>
公務 （他に分類されるものを除く）	<p>国家公務 立法機関 司法機関 行政機関</p> <p>地方公務 都道府県機関 市町村機関</p>
分類不能の産業	主として調査票の記入不備などにより、いずれに分類すべきか不明の場合など

注）産業の分類は、「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」（総務省）の大分類による。